



査察事務の現状等について
国際的租税回避スキームについて

2017年10月19日



近畿税理士会 泉大津支部 研修会

講師；支部会員税理士 赤坂俊次

査察事務の現状

【はじめに】

- ・ 国税犯則調査手続きの見直し(平成 30 年 4 月 1 日施行)
平成 29 年度税制改正により、犯則調査手続について諸々の改正が行われるとともに、その規定が国税通則法に編入され、国税犯則取締法は廃止されることとなった。
- ・ 30 年前の映画「マルサの女」 主人公…板倉査察官「おかつぱ頭、寝癖、そばかす」
映画的な顔・・・この人なら、大の男が納得するだろうというキャラクター

【査察制度のあらまし】

- ・ 「一般の税務調査」と『査察調査』の違い
 - ① 性質の違い
「任意調査」(国税通則法) と 『強制調査』(国税犯則取締法⇒平 30.4～国税通則法へ)
臨検・捜索・差押許可状・・・「令状」
 - ② 目的の違い
行政上の対応を目的とした
「純然たる行政手続」 VS 刑罰を求めることを目的とした
『刑事手続に準じた調査』
- ・ 査察用語のあれこれ
査察・・・マルサ、5 階、サ
調査部門・・・しらべ
情報部門・・・なさけ
その他・・・「嫌疑者」、「たまり」、「特殊関係人」、「ガサ」、「ブツ」

【平成 28 年度査察の概要】

国際的租税回避スキームについて

○「ダブル アイリッシュ ウイズ ア ダッチ サンドイッチ」

アイルランドに2つの法人を作り、オランダ法人を間に挟む租税回避スキーム。

- ・アイルランドの税法上、法人の「税務上の居住国」は、設立した場所ではなく、管理支配機能のある場所となるので、アイルランド法人の管理支配機能をタックスヘイブン国に置くことにより、税務上はタックスヘイブン国居住法人として取り扱われ、アイルランドでも米国でも課税を受けない。
- ・アイルランド法人に蓄積された利益は、米国において、配当非課税などのタックス・ホリデーが再利用可能となる機会を待って、所得移転する。

これらのスキームを構成する一つ一つの取引、或いは契約それ自体は、特に違法なものではないが、全体として租税回避以外には何の合理性も経済性もないものばかり。

○「無形資産のコストシェアリング契約」

既存の無形資産を海外に移転する場合、税務上は、将来の使用収益から生ずる所得に対応する対価で売却したものと扱われる一方で、コストシェアリング契約の下で新たな無形資産を共同開発する場合には、権利を共同で所有し、将来収益を費用負担割合に応じて配分することが可能である。

○「Check-the-box (事業形態の選択)条項」

米国企業が海外に持つ個々の事業体の税務上の扱いを、①パートナーシップとして取り扱われる企業体(パススルー)、②法人、③支店、の何れにするかを企業自らが選べる米財務省規則の通称。・・・「Form8832」という届出書類の該当のボックスにチェックマークを入れるところから来ている呼称。

○ BEPS(Base Erosion Profit Sifting=税源浸食と利益移転)対策

多国籍企業が、タックスヘイブン国等の低税率国、或いは、無税国、各種優遇税制や各国間の税制の違いを巧みに利用して、全世界における実効税率を最小化しようとする「税源浸食・利益移転」行為に対して、国際社会が一致協力して取り組んでいこうという流れが数年前から顕著になってきている。

その背景としては、「有名な多国籍企業が、社会共通の会費である税金を負担せず、

姑息な租税回避を図っている。」というニュースが大々的に報道され、注目を集めたということがある。

グーグル；2007年～2009年までの3年間の実効税率がわずか2.4%。

英国での売り上げが2011年には、41億ポンド(6,300億円)であったのに、英国への納税はたった600万ポンド(9億円)。

アップル；2009～2012年で740億ドル(7兆4,000億円)の海外利益をアイルランドに集積させ、アイルランドでの税率を実質的に2%以下に抑制。

2012年だけで90億ドル(9,000億円)の課税を免れた。

スターバックス……2013年に発覚。スイスの関連会社を利用した移転価格問題。

；1998年に英国に進出して、累計30億ポンド(4,600億円)の売り上げを上げていながら、法人税は8百万ポンド(12億円)。

2009～2011年までの3年間に英国で累計12億ポンドの売り上げを上げていながら、法人税を全く納めていない。

なお、スターバックスは、英国で厳しい批判を浴び、不買運動にまで発展しかかったことから、自主的に一定の法人税(2,000万ポンド=30億円)を支払ったと言われています。

※ 日本円換算は、正確なレートに基づくものではなく、参考程度のアバウトな数字です。

当時、米国及び英国の議会公聴会で、これらの多国籍企業が招致されるなどの動きがあった。この問題は、その後のG20でも取り上げられるなど、包囲網は狭まっているが、日本では、マスコミ報道の扱いは必ずしも大きくないように思われる。

(まとめ)

抜本的な解決策としては、国際的に大きく網を掛ける(穴を塞ぐ)事しかないが、そもそも課税権は各国固有の権利なので、難しい面がある。

私見ですが、本日取り上げたスキームは少々古いものながら、未だに通用しているところを見ると、米国自体が本気で根絶を目指しているのか疑問に思えます。

GoogleやAppleなど、米国に本社を置く多国籍企業にとって、グローバルな競争を勝ち抜く力の源泉として大きな財力を得るためには極力、租税負担を軽減させることが求められるのでしょう。ただ、IRSとの正面衝突を避けるため、少なくとも米国内での販売利益にかかる応分の納税はしているものと思われます。

米国自体も、世界的に著名な多国籍企業の多くが米国に本社を置き、それ相応の納税をするのであれば海外利益の租税回避行為については、ある程度、大目に見ている(と言うか、それは他国で課税するなり勝手にしろ。)というような面もあるのではないかと勘ぐりたくなります。

そもそも、米国税制は(日本と同じく)全世界課税を原則としており、米国企業が稼ぐ利益の課税対象は(IRSが設定している条件をクリアしない限りは)、全世界分が対象ですが、原則論というものは、「言うは易し、行うは難し。」の面があるようです。(この辺にも米国お得意の「ダブルスタンダード」が垣間見えると言えなくもないですね。)